

つくばみらい市運動公園等条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 6 月 21 日

つくばみらい市長

小田川 浩

つくばみらい市条例第 27 号

つくばみらい市運動公園等条例の一部を改正する条例

つくばみらい市運動公園等条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 教育委員会は、運動公園等の運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に運動公園等の管理を行わせることができる。

第 15 条を第 18 条とする。

第 14 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者に行わせる業務等）

第 15 条 第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に運動公園等の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運動公園等の利用の許可に関する業務
- (2) 運動公園等の利用の制限に関する業務
- (3) 運動公園等の利用の許可の取消し及び利用の中止に関する業務
- (4) 運動公園等の設備の変更等の承認に関する業務
- (5) 運動公園等の施設維持管理に関する業務
- (6) その他教育委員会が定める業務

2 前項の場合における第 5 条から第 10 条の規定の適用については、第 5 条から第 10 条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第 16 条 第 11 条の規定にかかわらず、第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に運動公園等の管理を行わせる場合にあつては、前条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 5 条の規定により許可を受けた者は、指定管理者に当該許可に係る施設等の利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第 12 条及び第 13 条の規定は、第 1 項の利用料金について準用する。この場合にお

いて、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、市長とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定の期間)

第17条 指定管理者が運動公園等の管理を行う期間は、5年以内とする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。